

7-4 自然科学研究機構分子科学研究所研究教育職員の任期に関する規則

平成16年4月1日

分研規則第20号

自然科学研究機構分子科学研究所研究教育職員の任期に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、自然科学研究機構分子科学研究所の研究教育職員の任期に関し、必要な事項を定める。

(教育研究組織、職及び任期)

第2条 任期を定めて任用する研究教育職員の教育研究組織、職、任期として定める期間及び再任に関する事項は、別表に定めるとおりとする。

(同意)

第3条 任期を定めて研究教育職員を採用する場合には、文書により、採用される者の同意を得なければならない。

(周知)

第4条 この規則を定め、又は改正したときは、速やかに周知を図るものとする。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行し、岡崎国立共同研究機構分子科学研究所研究教育職員の任期に関する規則（平成10年岡機構規程第8号。以下「分子研規則」という。）により任期を付されて採用された者について適用する。

別表（第2条関係）

法第4条第1項第1号に掲げる 教育研究組織に該当する組織	該当する 職	分子研規則 による種別	任 期	再任に関する事項	
				可 否	任 期
分子科学研究所に置かれる研究 系及び研究施設	助手	5年に満たない 任期を残す者	分子研規則に よる残任期間	可	任期を 定めず に採用
		5年を越える 任期を残す者	5年		